

総務省における 過労死等の防止対策の実施状況



総 務 省

平成30年11月19日

地方公共団体における時間外勤務縮減の取組

労働時間の適正な把握及び時間外勤務縮減への要請

1 労働時間の適正な把握について

- (1) 厚生労働省策定の「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を地方公共団体に周知し、ガイドラインに基づく適切な対応を要請（H29.2.8公務員課長通知）

《ガイドラインの示す労働時間把握のための方法》

- ・使用者による現認、タイムカード・I Cカード等の客観的な記録
- ・自己申告による場合は、勤務時間管理者及び労働者に対する十分な説明を実施

- (2) 働き方改革法の施行に伴う対応について地方公共団体に周知し、職員の健康確保に適切な対応を要請（H30.9.14安全厚生推進室長通知）

2 時間外勤務縮減等の取組について

- (1) 引き続き、年間を通じた全庁的な時間外勤務の縮減に取り組むこと。特に、職員の心身の健康や士気を確保する観点から、時間外勤務が多い部署や職員、時期等について、その要因を的確に把握し、重点的に縮減方策を講じることが重要であること。
また、平成29年2月8日付総行公第19号により通知したガイドラインを踏まえ、勤務時間を適正に把握すること。特に、始業・終業時刻の確認及び記録を職員の申告により行っている団体にあつては、原則的な方法により行うよう努めるとともに、職員の申告により行わざる得ない場合は、ガイドライン4（3）に掲げる措置を講じること。（H29.4.28公務員部長通知）
- (2) 時間外勤務縮減は、職員の心身の健康維持や過労死等の防止はもとより、質の高い行政サービスを提供するためにも重要であること。時間外勤務縮減や年次休暇取得促進の観点を踏まえた各団体独自の取組についても、「ゆう活」と併せて積極的に取り組むこと。（H30.4.27公務員部長通知）

3 地方公共団体の人事担当課長等が出席する各種全国会議等において要請（平成29年度以降）

- 全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議（H29.4.21開催、H30.1.25開催、H30.4.25開催）
- 地方財政連絡会議（H29.5～、H30.5～開催）、 ● 勤務条件等調査ヒアリング（H29.7、H30.7実施）
- 全国人事委員会事務局長会議（H29.8.23、H30.8.22開催）、
- 全国人事担当課長・市町村担当課長会議（H29.8.24、H30.8.23開催）
- 人事委員会ブロック会議（全7ブロック）（H30.5～開催）

女性活躍・働き方改革推進協議会の取組

女性活躍・働き方改革推進協議会

地方公共団体と総務省の女性職員活躍・働き方改革の担当者が、各団体に共通する課題の解決に向けた具体的・実践的な取組手法について意見交換・情報交換を行う場を平成29年度より設置。平成30年度も引き続き実施中。

➤ 分科会（都道府県及び政令指定都市の担当者が出席）

<29年度>

北海道・東北ブロック分科会（H29.9.15開催）、関東ブロック分科会（H29.9.1開催）

東海・北陸ブロック分科会（H29.9.4開催）、近畿ブロック分科会（H29.9.5開催）

中国・四国ブロック分科会（H29.9.6開催）、九州ブロック分科会（H29.9.1開催）

<30年度>

北海道・東北ブロック分科会（H30.9.5開催）、関東ブロック分科会（H30.9.4開催）

東海・北陸ブロック分科会（H30.9.3開催）、近畿ブロック分科会（H30.9.7開催）

中国・四国ブロック分科会（H30.9.11開催）、九州ブロック分科会（台風のため中止）

➤ 分科会市町村部会（開催県内の市町村担当者が出席）

<29年度>

北海道市町村部会（H29.11.6開催）、山形県市町村部会（H29.10.31開催）

埼玉県市町村部会（H29.11.16開催）、静岡県市町村部会（H29.8.30開催）

和歌山市町村部会（H29.10.12開催）、香川県市町村部会（H29.7.12開催）

長崎県市町村部会（H29.9.8開催）、大分県市町村部会（H29.9.6開催）

<30年度>

岐阜県市町村部会（H30.11.8開催予定）、愛知県市町村部会（H30.8.31開催）

滋賀県市町村部会（H30.12.25開催予定）、岡山県市町村部会（H30.9.6開催）

地方公務員における女性活躍・働き方改革推進のためのガイドブック

- 地方公共団体における女性活躍・働き方改革の推進を支援することを目的として策定。
- ① 女性活躍・働き方改革の推進が求められる背景及び現状と課題を掲載。
 ② 取組の進め方及び各施策ごとの取組内容やポイント、手順、留意点等を説明し、先進的な地方公共団体の取組事例も掲載。

事 例

東京都八王子市：時間外勤務状況の把握・共有（職員数2,884名）

| | |
|------|---|
| 実施事項 | <ul style="list-style-type: none"> ● 職員の年間の時間外勤務時間数を360時間以内にすることを目標として設定。 ● 出退勤時間の管理はICカード等で実施。 ● 時間外勤務時間数は、3か月に1回の安全衛生委員会で課毎に報告。安全衛生委員会には、副市長も出席。 ● 報告する資料には、職場毎（課単位）の毎月の平均時間数と合計時間数だけではなく、月30時間×3か月間分を超えた職員の個人別の時間数も掲載し、個人による差も見えるようにしている。ただし、資料では、個人名は伏せている。 |
| 特 徴 | <ul style="list-style-type: none"> ● 時間外勤務時間の平均を全体的に減らすことだけではなく、突出して時間外勤務が多い職員の数も減らす視点から、時間外勤務年間360時間超の職員の数も集計し、時間外勤務の平準化が図れているかも確認している。 ● 時間外勤務の潜在化を防ぐため、時間外勤務が多い職員を責めないように徹底している。 |

京都府京都市：モデル職場の時間外勤務削減の取組（職員数12,693名）

| | |
|------|---|
| 実施事項 | <ul style="list-style-type: none"> ● 平成28年度より、外部専門家に働き方見直しに関するコンサルティングを委託し、モデル職場において、生産性の向上や時間外勤務の縮減に向けた取組を実施。モデル部署は、平成28年度は希望のあった5部署、平成29年度は指名制で12部署を選定。 ● 具体的な取組は、モデル部署の状況を踏まえて個々に検討している。例えば会議ルールの設定や、時間外勤務の事前申請・命令の徹底、データ保存先フォルダの整理、重複業務・作業の見直し等である。 |
| 特 徴 | <ul style="list-style-type: none"> ● 平成28年度は全庁での最終報告会を実施し、モデル部署での取組結果の横展開や、ノウハウ共有を図っている。 |

地方公共団体における「ゆう活」の取組 ①

平成29年における「ゆう活」実施の要請等

1 「ゆう活」による時間外勤務縮減の好事例を紹介 (H29.3.29「地方公務員の時間外勤務に関する実態調査結果」資料)

- (例) ●時間外勤務が、対前年同月比で約15%減少した。
●「ゆう活」実施職員の定時退庁率が約95%となった。
●「ゆう活」実施職員の時間外勤務実施率が、その他職員の約1/8であった。

2 様々な工夫や試行により積極的に「ゆう活」を行っている事例を紹介 (H29.3.28 地方公共団体に周知)

- (例) ●窓口職場についても、通常勤務者を一定割合確保すれば、職場の判断で実施可能に
●「ゆう活」がなじまないとされる交代制勤務職場である保育園でも、保育士以外の職種については実施可能に
●職員が100人程度の小規模団体においても実施
●住民の理解が得られるよう、HPや広報誌、窓口への掲示等により周知

3 特に市区町村に対し、「ゆう活」及び「ゆう活」の趣旨に即した取組を行うよう依頼 (H29.4.28公務員部長通知)

- 長時間労働の是正を始めとする働き方改革について地域社会をリードする役割をご認識いただきたい
- 未実施の団体にあつては、地域の実情に即しつつ、まずは実践していただきたい

4 地方公共団体の人事担当課長等が出席する各種会議等において、積極的な取組を要請

- 全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議 (H29.4.21、H30.1.25、H30.4.25開催)
- 平成29年度地方財政連絡会議 (H29.5～開催)
- 勤務条件等調査ヒアリング (H29.7実施)
- 全国人事委員会事務局長会議 (H29.8.23開催)
- 全国人事担当課長・市町村担当課長会議 (H29.8.24開催)

平成29年の実施結果

- 都道府県： 47団体 (朝型勤務44団体、定時退庁促進3団体) ※昨年度43団体
- 政令指定都市： 19団体 (朝型勤務18団体、定時退庁促進1団体) ※昨年度16団体
- その他の市区町村： 366団体 (朝型勤務156団体、定時退庁促進210団体) ※昨年度122団体

以上のほか、ゆう活の趣旨に即した取組を実施した団体も多数

(朝型勤務実施団体)

(例) 20時一斉消灯の実施、幹部職員による巡回、所属別の時間外勤務縮減目標の設定、連続休暇の取得促進 等

地方公共団体における「ゆう活」の取組 ②

平成30年における「ゆう活」実施の要請等

- 1 「地方公務員における女性活躍・働き方改革推進のためのガイドブック」にて事例を紹介** (H30.3 地方公共団体に周知)
(例) ●朝型勤務の実施
●係を超えた人員配置及び応援体制の構築
- 2 「ゆう活」及び「ゆう活」の趣旨に即した取組を行うよう依頼** (H30.4.27公務員部長通知)
 - 「ゆう活」は、多くの団体から時間外勤務の縮減に効果があるとの評価がなされている
 - 時間外勤務縮減は、職員の心身の健康維持や過労死等の防止はもとより、質の高い行政サービスを提供するためにも重要
 - 長時間労働の是正を始めとする働き方改革について地域社会をリードする役割をご認識いただきたい
 - 未実施の団体にあつては、地域の実情に即しつつ、まずは実践していただきたい
- 3 地方公共団体の人事担当課長等が出席する各種会議等において、積極的な取組を要請**
 - 全国都道府県財政課長・市区町村担当課長合同会議 (H30.4.25開催)
 - 平成30年度地方財政連絡会議 (H30.5～開催)
 - 勤務条件等調査ヒアリング (H30.7実施)
 - 全国人事委員会事務局長会議 (H30.8.22開催)
 - 全国人事担当課長・市町村担当課長会議 (H30.8.23開催)

平成30年の実施結果

- **都道府県**： 47団体 (朝型勤務 40団体、定時退庁促進 6団体、※その他取組 1)
- **政令指定都市**： 20団体 (朝型勤務 11団体、定時退庁促進 7団体、※その他取組 2)
- **その他の市区町村**： 572団体 (朝型勤務 138団体、定時退庁促進 392団体、※その他取組 42)

※その他取組 (ゆう活の趣旨に即した取組) 例

- ・時差出勤制度の実施
- ・超過勤務を朝に実施
- ・20時一斉消灯の実施
- ・幹部職員による巡回
- ・所属別の時間外勤務縮減目標の設定 等

「時間外勤務縮減等に向けた取組の一層の推進及び平成29年の「ゆう活（夏の生活スタイル変革）」の実施について」の概要

（平成29年4月28日付け総務省自治行政局公務員部長通知）

- 長時間労働の是正を始めとする働き方改革は、官民や国地方を問わず、我が国の重要な政策課題。
- 働き方改革について地域社会をリードする役割をご認識いただき、時間外勤務縮減等に向けた取組を一層推進していただきたい。
- 「ゆう活」や「ゆう活」の趣旨に即した取組を未実施の団体にとっては、地域の実情に即しつつ、まずは実践していただきたい。

（略） 時間外勤務縮減の取組については、各団体において様々な取組が行われており、特に「ゆう活」は、多くの団体から時間外勤務の縮減に効果があるとの評価がなされたところです。

各団体におかれては、長時間労働の是正を始めとする働き方改革について地域社会をリードする役割を改めてご認識いただき、下記の事項に留意の上、時間外勤務縮減等に向けた取組を一層推進していただくようお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨を周知されるようお願いいたします。特に、市区町村においては、必ずしも「ゆう活」の実施が広がっていない状況にあるので、「ゆう活」及び「ゆう活」の趣旨に即した取組に是非着手するよう、助言方お願いいたします。（略）

1 時間外勤務縮減等の取組について

（略）

2 「ゆう活」及び「ゆう活」の趣旨に即した取組の実施について

- （1）「ゆう活」や「ゆう活」の趣旨に即した取組を未実施の団体にとっては、地域の実情に即しつつ、まずは実践されたいこと。また、これまでに実施した団体にとっては、課題の改善を図り、更に充実した取組を実施されたいこと。
- （2）本日、「平成29年度国家公務員における「ゆう活（夏の生活スタイル変革）」実施方針」が内閣人事局から各府省に対して通知されたところであり、国家公務員における取組も参考にされたいこと。また、総務省としては、地方公共団体における「ゆう活」及び「ゆう活」の趣旨に即した取組の実施結果等についてフォローアップを行う予定であるので、留意いただきたいこと。

「平成30年度の「ゆう活（夏の生活スタイル変革）」の実施について」の概要

（平成30年4月27日付け総務省自治行政局公務員部長通知）

- 長時間労働の是正を始めとする働き方改革は、官民や国地方を問わず、我が国の重要な政策課題。
- 時間外勤務縮減は、職員の心身の健康維持や過労死等の防止はもとより、質の高い行政サービスを提供するためにも重要。
- 「ゆう活」や「ゆう活」の趣旨に即した取組に積極的に取り組んでいただきたい。

（略） 長時間労働の是正を始めとする働き方改革は、官民や国地方を問わず、我が国の重要な政策課題となっておりますが、「ゆう活」は、昨年3月29日に公表した「地方公務員の時間外勤務に関する実態調査結果」においても、回答のあった団体のうち約7割が時間外勤務縮減に「効果あり」と回答するなど、多くの団体から時間外勤務の縮減に効果があるとの評価がなされています。

こうした時間外勤務縮減は、職員の心身の健康維持や過労死等の防止はもとより、質の高い行政サービスを提供するためにも重要なものであります。

このため、各団体におかれては、職員の長時間労働の是正やワークライフバランスの推進について地域社会をリードする役割を果たしていただくため、下記の事項に留意のうえ、「ゆう活」や「ゆう活」の趣旨に即した取組に積極的に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。併せて、職員の時間外勤務縮減に向けた取組をより一層推進していただくようお願いいたします。（略）

1. （略）

2. 「ゆう活」を契機とする職員の時間外勤務縮減及び年次休暇の取得促進について

「ゆう活」は職員の時間外勤務縮減に効果があるとの評価がなされていることから、時間外勤務縮減や年次休暇取得促進の観点を踏まえた各団体独自の取組についても、「ゆう活」と併せて積極的に取り組んでいただきたいこと。

3. 職員の心身の健康維持について

時間外勤務の縮減は、職員一人ひとりが心身ともに健康な状態で職務に従事することや過労死等の防止にも繋がるものであることから、職員が家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持ち、健康で豊かな生活ができるよう積極的に取り組んでいただきたいこと。

4、5 （略）

地方公務員の過労死等をめぐる調査・分析の取組

地方公務員の過労死等調査分析

平成28年度に公務上認定事案に関する調査研究事業（事業費：631万円）を実施し、公務災害として認定された事案についてのデータベース等を構築。平成29年度以降も引き続き調査研究事業を実施。

〔平成29年度〕

1 公務外認定事案に関する調査研究事業

- ・ 事業費 : 8,324,668円
- ・ 調査内容 : 公務外認定事案386件について被災者の個人属性や被災傷病等の項目に係るデータベースを構築し、それを基に分析。

2 労働・社会分野（教職員）に関する調査研究事業

- ・ 事業費 : 408,924円
- ・ 調査内容 : 教職員の公務上事案63件について地方公務員に係る労働条件の特徴及び典型事例を抽出し分析。

〔平成30年度〕

1 公務災害認定事案に関する調査研究事業

- ・ 事業費 : 8,493,365円
- ・ 調査内容 : 公務災害認定事案321件について被災者の個人属性や被災傷病等の項目に係るデータベースを構築し、それを基に分析。

地方公共団体における安全衛生体制の整備状況・ストレスチェックの実施状況

安全衛生体制の整備状況

1 都道府県へ未だに整備等がされていない市区町村等に対して助言を要請 (H29.12.26 安全厚生推進室長通知)

〔文面〕 各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村（教育委員会を含む。）及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう助言をお願いします。

平成29年3月31日現在

| | 年度 | 衛生管理者 | | | 衛生委員会 | | | 産業医 | | |
|---------|-----|--------|-----------|--------|--------|-----------|--------|--------|-----------|--------|
| | | 事業場 | 選任している事業場 | 選任率(%) | 事業場 | 設置している事業場 | 選任率(%) | 事業場 | 選任している事業場 | 選任率(%) |
| 地方公共団体計 | H28 | 12,025 | 11,849 | 98.3 | 12,025 | 11,716 | 97.2 | 12,025 | 11,900 | 98.7 |

ストレスチェックの実施状況

1 50人未満の事業場を含め、全ての職員にストレスチェックを実施するよう依頼 (H27. 5.14 安全厚生推進室長通知) (H29.12.26 安全厚生推進室長通知)

〔文面〕 ストレスチェック実施の事業者への義務付けは、常時使用する労働者が50人未満の事業場については当分の間努力義務とされていますが、制度の趣旨を踏まえ事業場の規模に関わらず、メンタルヘルス不調で治療中のため受検の負担が大きいなどの特別な理由がない限り全ての職員にストレスチェックを実施するなど、メンタルヘルス対策を推進していただきますようお願いいたします。

2 平成28年度地方公共団体におけるストレスチェック制度の実施状況

平成29年3月31日現在

| | 年度 | 常時50人以上の職員を使用する事業場 | | | 常時50人未満の職員を使用する事業場 | | |
|---------|-----|--------------------|------------|-------------|--------------------|------------|-------------|
| | | 事業場 | 検査を実施した事業場 | 検査実施事業場率(%) | 事業場 | 検査を実施した事業場 | 検査実施事業場率(%) |
| 地方公共団体計 | H28 | 12,045 | 11,959 | 99.2 | 72,575 | 63,288 | 87.2 |

地方公務員に対する講義・研修

| | 実施数 | 参加人数 |
|--|-------|---------|
| (1) 平成29年度 総務省自治大学校における講義 (平成30年度も引き続き実施中) 「メンタルヘルスにおけるリーダーシップ」、「女性が活躍する社会づくり」、「女性活躍推進と働き方改革」、「ワークライフバランス」 | | |
| 都道府県等幹部候補対象 第1部第128期、129期 | 4(各2) | 107人 |
| 市区町村等幹部候補対象 第2部第179期、180期、181期 | 3(各1) | 341人 |
| 都道府県・市区町村等女性職員対象 第1部・第2部特別課程第33期、34期 | 4(各2) | 216人 |
| 市区町村等幹部対象 第3部第108期 | 2 | 130人 |
| (2) 地方公務員安全衛生推進協会におけるメンタルヘルス・マネジメント実践研修会 | | |
| 平成29年度 (実績) | 19 | 2,483人 |
| 平成30年度 (予定) | 19 | 約2,400人 |
| 5月 21日 埼玉県、 31日 宮城県 | 2 | 約350人 |
| 6月 1日 奈良県、 14日～15日 東京都、 27日 大阪府 | 3 | 約350人 |
| 7月 3日 群馬県、 6日 和歌山県、 10日 鹿児島県、 20日 徳島県、 27日 熊本県、 30日 栃木県 | 6 | 約850人 |
| 8月 3日 沖縄県、 10日 島根県、 24日 佐賀県 | 3 | 約400人 |
| 10月 11日～12日 大阪府、 12日 北海道、 19日 兵庫県 | 3 | 約300人 |
| 11月 2日 福島県、 16日 岐阜県 | 2 | 約150人 |

地方公務員に対する相談の取組

(1) 苦情・相談窓口について

1 人事委員会に対して苦情・相談窓口についての要請。

- ・北海道・東北 人事委員会ブロック会議（H30.5.8開催）
- ・関東甲信越 人事委員会ブロック会議（H30.5.11開催）
- ・近畿・東海・北陸 人事委員会ブロック会議（H30.5.31開催）
- ・中国 人事委員会ブロック会議（H30.5.7開催）
- ・四国 人事委員会ブロック会議（H30.5.15開催）
- ・九州 人事委員会ブロック会議（H30.5.15開催）
- ・大都市 人事委員会ブロック会議（H30.8.20開催）

(2) メンタルヘルス相談について

1 地方公務員共済組合におけるメンタルヘルス相談として無料相談・面談を実施

2 平成30年度における地方公務員共済組合の事業運営について (H30.1.29福利課長通知)

第4 保健事業に関する事項

過労死等防止対策推進法（平成26年6月27日法律第100号）では過労死等の防止のための対策を効果的に推進するよう努めなければならないとされており、近年の過労死等事案をめぐる深刻な状況を踏まえ、電話による健康相談や、臨床心理士・カウンセラーの面談によるメンタルヘルス相談など、組合員等の利用推奨を図るとともに相談体制の充実に努めること。

(3) 地方公務員災害補償に係る相談について

1 地方公務員災害補償基金等におけるメンタルヘルス対策窓口として無料の電話（Eメール）相談を実施

2 基金のホームページを改修し、基金本部及び67支部の相談先を明示

基金各支部又は[基金本部](#)へご相談下さい。' (When making requests for recognition of public service accidents, commuting accidents, or compensation from the fund, if you have any questions, please consult with the [fund branches](#) or the [fund headquarters](#).)"/>

3 補償の請求書等の様式に基金へ相談できる旨を明示 (H29.11.27地方公務員災害補償基金通知)

- ・所属部局の長において災害の発生状況等についての把握が困難であり、公務災害認定請求書等の記載内容について証明ができない場合等は、「基金へ相談できる旨」補償の請求書等の様式に明示。
- ・上記改正等について、地方公共団体に対し各所属部局長並びに職員等に対して周知するよう要請。
(H29.12.7安全厚生推進室長通知)